

「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金募集要領

1 目的

「阿波地美栄」を活用した新たな加工品（防災食・非常食・保存食及びペットフード等）の開発及び改良や認知度向上、販路開拓等に取り組む事業者を支援することにより、「阿波地美栄」の利活用の推進や販路拡大に繋げることを目的とする。

2 補助対象者

食肉処理業者、食肉販売業者、農業団体、その他団体、法人及び個人

3 補助対象期間

本事業の補助対象となる期間は、交付決定日から令和5年2月28日までとする。

※令和5年2月28日までに、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む。）させ、補助事業実施内容及び経費内容を取りまとめ、実績報告書を提出しなければならない。

4 補助対象経費

「阿波地美栄」新商品開発支援事業を実施する上で、必要な次の経費であり、かつ、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できるもの

- (1) 「阿波地美栄」を利用した防災食・非常食・保存食やペットフード等の新たな加工品の開発及び改良に要する経費
- (2) 「阿波地美栄」加工品のPR、商談会・試食会等の販売促進、販路開拓に要する経費
- (3) 飲食店等と連携した需要拡大の取組に要する経費

<補助対象経費の例示>

	内 容
報 償 費	講師・アドバイザーに対する謝礼等
旅 費	講師・アドバイザーの招聘費用等（補助事業者の旅費は除く）
材 料 費	試作品の製作等に要する原材料費
消 耗 品 費	事業活動に必要な消耗品
役 務 費	商品の品質調査・成分分析などに要する経費、 事業活動に要する経費であることが明確に確認できる郵送代・輸送代 ※電話代は区分整理が困難なため対象外
広 報 費	パンフレット・ポスター・ちらし・看板・のぼり・ポップ製作費等 （パッケージ等のデザイン料を含む）
借 損 費	商談会・試食会の会場使用料、備品・機器リース料等
そ の 他	その他、会長が必要と認める経費

※上記経費に該当するものであっても、査定により減額することがあります。

■対象外となる例

- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・団体、法人等の運営に係る経常的な経費（人件費、ガソリン代、事務所の賃料等）

- 5 補助率
補助対象経費の10分の10以内
- 6 補助限度額
50万円
- 7 申請要件
補助金の申請要件は、次の全ての要件を満たすこと。
(1) 徳島県内に主たる事業所又は住所を有すること
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員であるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
(3) 徳島県（以下、「県」という。）が、補助金を交付することについて、不相当と認める事由を抱える者でないこと
- 8 募集期間及び提出先
(1) 募集期間
令和4年8月8日から令和4年12月28日まで（必着）
※ただし、申請総額が予算額を超過する場合は、申請締切前であっても募集を終了いたします。

(2) 申請書類の提出先
徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課まで持参又は郵送（締切日必着）により提出すること。
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
- 9 応募方法等
(1) 事業計画の申請書類
・ 令和4年度「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施計画書（様式第1）
・ 事業計画書（別紙1）
・ 経費内訳書（別紙2）
・ その他県が必要と認める書類
※書類の受付後、実施計画書の適否について、県から通知を行います。
※実施計画書の承認後、補助金の交付申請書類を提出してください。

(2) 補助金の交付申請書類
・ 補助金交付申請書（様式第1号）
・ 補助金交付申請書関係書類（様式第12号）
・ 誓約書
※交付申請の結果は、県から通知を行います。

(3) 留意事項
・ 「本募集要領」に加えて、「徳島県補助金交付規則」、「徳島県農山村振興関係事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）」及び「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施要領」を理解した上で応募すること。

- ・提出された申請や添付書類の内容に疑義がある場合や、県からの要請に応じない場合、補助金を受け取ることが出来ない場合がある。

10 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助事業完了後に要綱に定める実績報告書（様式第4号）に、次の書類及び試作品等を添えて提出し、県が補助金額を確定した後に支払う。

なお、実績報告書は、令和5年2月28日までに提出するものとする。

- ・実績報告書関係書類（様式第12号）
- ・事業実績書（別紙1）
- ・経費内訳書（別紙2）
- ・その他県が必要と認める書類

11 採択方法

予算の範囲内において先着順で補助対象者を決定します。